



議案第九十三号

三朝町印鑑条例の全部改正について

次のとおり、三朝町印鑑条例の全部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求める。

昭和四十三年九月二十一日

三朝町長 坂出雅巳

昭和四拾参年九月二十八日 原案可決

三朝町条例第 号

三朝町議会議長

矢田秀雄

三朝町印鑑登録及び証明に関する条例

三朝町印鑑条例（昭和二十九年三朝町条例第二十四号）の全部を改正する。

（目的）

第一条 この条例は、印鑑の登録及び証明について必要な事項を定めることを目的とす

る。

(登録)

第二條 住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）又は、外国人登録法（昭和二十七年法律第二百五号）により町に登録を受けている者は、一人一個の印章に限り印鑑の登録を受けることができる。

2 町長は、前項の印鑑を登録するため印鑑登録票を備える。

(登録の申請)

第三條 印鑑の登録を受けようとする者は、印鑑登録申請書に印章を添えて町長に申請しなければならない。

- 2 前項の印鑑の登録を受けようとする者が、病気その他やむを得ない理由によりみずから出頭することができないときは、本人が署名し、かつ、登録を受けようとする印章を押印し、その理由を記載した委任状を添えて代理人により申請することができる。
- 3 代理人による申請には成年者二人のそれぞれ連署押印した保証がなければならない。
- 4 前項の印鑑登録申請書に押印する保証人の印章は、当町において登録を受けている印鑑でなければならない。

(口頭による登録申請)

第四条 文盲又は身体等の障害のため自書できない者は、口頭で申請することができる。

2 前項の規定による申請人は、代書人を定め必要事項を陳述して申請書を作成し確認のうえ押印しなければならない。

(登録の変更申請)

第五条 印鑑の登録を受けている者が印鑑の登録を変更しようとするときは、印鑑登録変更申請書に新規の印章を添えて町長に申請しなければならない。

2 代理人によつて前項の申請をするときは、第三条第二項から第四項までの規定を準用する。

(登録の拒否)

第六条 町長は、次の各号の一に該当するとき印鑑の登録を拒否することができる。

一 住民票又は外国人登録原票に記載されている氏名、氏、名又は氏と名の一部を組合せたものであらわされていないもの。

二 職業、屋号その他の事項を含むもの。

- 三 ゴム印その他印面が変形しやすいもの。
- 四 印面の大きさが一辺の長さ二十ミリメートルの正方形に収まらないもの、又は一辺の長さ六ミリメートル以下の正方形に収まるもの。
- 五 登録の申請が本人の意思によらないと認められるもの。
- 六 未~~成~~年者の名で申請されたもの。
- 七 印面がき損又はま滅したもの。
- 八 外国文字であらわされているもの。
- 九 その他町長が不適當と認めるもの。

(登録の廃止)

第七条 印鑑の登録を受けている者が登録を廃止しようとするときは、印鑑登録廃止申請書にその印章を添えて町長に申請しなければならない。ただし、その印章が滅失、き損その他の理由により呈示できないときは、その理由を記載しなければならない。

2、代理人によつて前項の申請をするときは、本人が署名押印した委任状を添えなければならない。

（登録の削除）

第八条 町長は、次の各号の一に該当するとき印鑑の登録を削除する。

- 一 登録変更又は登録廃止の申請により印鑑の登録を変更又は廃止したとき。
- 二 登録を受けている者が死亡し、又は失踪宣告を受けたとき。
- 三 登録を受けている者が町外に転出したとき。
- 四 婚姻その他の理由により登録されている印鑑の氏、又は名に変更があつたとき。
- 五 住民票又は外国人登録原票から消除されたとき。

（印鑑の証明）

第九条 登録を受けている印鑑の証明は、町長が本人の申請によつておこなう。

2 証明は、町長が交付する印鑑証明書用紙に押捺した印鑑と印鑑登録票に押捺してある印鑑と照合して証明するものとする。

（印鑑証明書の交付申請）

第十条 印鑑の登録を受けている者が、印鑑証明書の交付を求めるときは、印鑑証明書交付申請書にその印章を添えて町長に申請しなければならない。

2 代理人によつて前項の申請をするときは、本人が署名押印した委任状を添えなければならぬ。

(印鑑証明の拒否)

第十一条 町長は、次の各号の一に該当するとき印鑑の証明を拒否することができる。

- 一 印章がき損又はま滅のため照合困難と認められるとき。
- 二 印章の呈示を求めた場合において、申請者又は代理人がこれに応じないとき。
- 三 所定の用紙によらないとき。
- 四 印鑑証明書の交付申請が本人の意思によらないと認められたとき。
- 五 印鑑証明書の再証明を求められたとき。
- 六 その他町長が不相当と認められたとき。

(手数料)

第十二条 印鑑証明書の手数料は、三朝町手数料条例(昭和四十二年三朝町条例第三十

一号)の定めるところによる。

(閲覧の禁止)

第十三条 印鑑登録票の閲覧は、これを禁止する。

(補則)

第十四条 この条例の施行に關し必要な事項は町長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、昭和四十三年十二月一日から施行する。

(経過規定)

2 三朝町印鑑条例(昭和二十九年三朝町条例第二十四号)の規定によりすでに登録を受けた印鑑は、昭和四十四年五月三十一日までの間、なお効力を有するものとする。